

第7期大阪府高齢者計画における「目標・指標」の設定について

平成29年11月24日（金）

1. 「財政的インセンティブ」付与のための評価指標について

- 平成29年5月の改正介護保険法では、自立支援・重度化防止等に向けた保険者機能を強化するため、保険者の様々な取組みの達成状況を評価する客観的な指標を設定した上で、市町村及び都道府県に対し、予算の範囲内において交付金を交付（財政的インセンティブを付与）することとされた。

これらを踏まえ、平成29年11月10日の第73回社会保障審議会介護保険部会では、高齢者の自立支援、重度化防止等の取組を支援するための交付金に関する評価指標（案）（以下「評価指標案」という。）が検討された。（参考資料1、2参照）

国の「評価指標案」は、高齢者の自立支援・重度化防止等や介護給付の適正化に資する取組みを支援するための「交付金」の算定にあたっての評価指標として、2025年に向けた各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築やサービス基盤を整備する観点から、多様な取組みを、幅広かつ正確に評価できるよう、客観的な指標となるよう設定されている。

また、地域資源の違いがあること等を踏まえ、アウトカム指標とプロセス指標を組み合わせ設定されることとなる。

2. 府としての対応について

- 「都市型高齢化」が進展する中、府は、高齢者の自立支援・重度化防止、介護給付適正化等に関する取組みを進めていく必要がある。このため、第7期大阪府高齢者計画において目標設定を明文化した上で、継続的な進捗管理を行っていくことが有効である。

この第7期計画における目標設定に当たっては、評価指標案が財政的インセンティブの付与に反映されることや、保険者等の高齢者の自立支援・重度化防止、介護給付適正化等に関する多様な取組み等を客観的に評価する内容となっていることを踏まえ、評価指標案の趣旨を実施可能な範囲で目標として反映していくことが、府の介護保険施策を円滑に推進していくためにも重要ではないか。

- そこで、第3章の一部の節・項に、「目標・指標」を新たに加えることとしたい。

また、市町村に対しても、第7期計画において、可能な範囲で評価指標案を目標設定として反映していくことの重要性を指摘するため、11月13日付けで事務連絡を発出している。（参考資料3参照）

3. 留意点

- 評価指標案は、国において毎年度必要なブラッシュアップが予定されているので、計画における目標の記述表現については、一定の配慮が必要である。

また、府や市の計画の進捗状況や国の評価指標案の見直し等を踏まえ、計画期間内の見直しを行う場合は、目標の記述表現を本審議会において改めて審議することとしてはどうか。